

会 計		下水道事業特別会計															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策												
	第4章 安全安心都市		13 下水		01 汚水(生活排水)の適正な処理を行う												
事業：浄化槽維持管理事業								整理 番号	1184								
目 的		市が管理する合併処理浄化槽の適正な機能を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。															
目 標		市が管理する合併処理浄化槽の適正な機能を確保する。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		7,974		コスト情報・評価	総コスト (千円)		13,008		総合評価	B	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		4,916		内訳	事業費		7,974			効率性		A			
		国府支出金		0			人件費		3,412			有効性		B			
		地方債		0			公債費		1,622		適正に各浄化槽運転が維持された。						
		その他特定財源		3,058			一人あたり(円)		115								
							世帯あたり(円)		276								
	評価理由																
貢献度		施策に対する事業貢献度		A		根拠		浄化槽の適正な維持保全に寄与している。									
今後の方向性		増加分の予算確保を行うとともに、老朽化にも対応できるよう予算確保に努める。															

事業優先順位		1	細事業:浄化槽維持管理事業					整理番号	01	
目的		市が管理する合併処理浄化槽の適正な機能を確保する。								
目標		市管理浄化槽:117基を適切に管理する。								
事業実施主体		直営	事業開始年	平成18年度	根拠法令	浄化槽法				
事業費・財源	財源内訳			平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成24年度	比較
		事業費(決算額)(千円)		7,974			総コスト(千円)		13,008	
		一般財源		4,916			事業費		7,974	
		国府支出金		0			人件費		3,412	
		地方債		0			公債費		1,622	
		浄化槽使用料		3,058			一人あたり(円)		115	
				0			世帯あたり(円)		276	
				0			職員数(人)		0.43	
				0			再任用職員数(人)		0.00	
		今後の方向性		増加分の予算確保を行うとともに、老朽化にも対応できるよう予算確保に努める。						
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	市管理浄化槽:117基(市設置95基・帰属22基)(平成24年3月末)の使用者					
	A	A	B							

事業：浄化槽維持管理事業

1. 公設浄化槽の維持管理

市が設置した、または個人から市に帰属された浄化槽の維持管理を行った。

細事業：浄化槽維持管理事業

1. 公設浄化槽の維持管理

平成23年度までに設置または帰属された公設浄化槽117基の保守点検、清掃等を適切に行った。また、平成24年度に設置または帰属された公設浄化槽17基について使用前点検を実施した。

(1) 委託料

業 務 名	金 額 (円)
公設浄化槽保守点検業務	1,277,640
公設浄化槽清掃業務	3,139,500
公設浄化槽使用前点検業務	35,700

委 託 名	金 額 (円)	期 間	委 託 概 要
下水道使用料徴収業務	126,000	H24. 4. 1～H25. 3. 31	下水道使用料収納に関する事務等

収納状況

区 分	調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	収 納 率 (%)
現年徴収分	3,063,733	3,054,791	99.7
滞納繰越分	2,927	2,927	100
合 計	3,066,660	3,057,718	99.7

(2) 水洗便所改造工事資金援助

水洗便所改造等工事に伴う工事補助金の交付を行った。

① 工事補助金の交付 交付件数件 10件 95,000円

市が、浄化槽整備事業に基づき設置した公設浄化槽（行政財産）からの放流水の水質保全のため、浄化槽法に基づく維持管理を行う。

●浄化槽の維持管理（市負担）に関する法体系

項目	浄化槽法	内容	単価	年間管理費 円/件
定期検査	第11条	年1回の定期法定検査（水質検査）	6,000円/回（手数料）	6,000
保守点検	第10条	年4回の保守点検（薬剤・消耗品の補充・交換、異常時の対応）	2,730円/回（税込）	10,920
保守点検（使用前）	第10条（規則5条）	設置後最初の保守点検を浄化槽使用開始の直前に実施	2,100円/回（税込）	
清掃	第10条	年1回以上の汚泥の引抜き（附属装置や機械類の洗浄・清掃）	5人槽21,000円/回（税込） 6人槽23,100円/回（税込） 7人槽27,300円/回（税込） 8人槽31,500円/回（税込） 10人槽37,800円/回（税込）	27,300 （7人槽）
電気		ブロワー電気代	7,100	7,100
			年間（計）	51,320

●ブロワの電気料金（市負担）

ブロワの電気料金については、市負担とする。（公共下水道との整合；市民負担の公平性により同額とする。）

●浄化槽使用料（使用者負担）

浄化槽使用料については、公共下水道使用料と同額。（公共下水道との整合；市民負担の公平性により同額とする。）

※水量の認定（井戸水等）

3人世帯までは1ヶ月10立方メートルとし、1人増ごとに2立方メートル加算、浴槽は1個につき4立方メートル加算。但し、水道水と併用は1/2とする。